

厚生労働省 御中

中央最低賃金審議会 御中

全国一律の最低賃金制度の実現と発効日先送り・分散化の是正を求める要請

年 月 日

団体名
住 所
代表者名

最低賃金は2025年の改定によって、加重平均は1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりました。中央最低賃金審議会が「Cランクがより高い目安額とする」答申を出し、その目安をさらに39道府県(83%)が上回りました。引き上げの根拠として地域間格差による「労働力人口流出」や「地域間格差是正」を挙げていることが特徴となっています。しかし、現行制度の地域別最低賃金である限り、ほぼ確実に地域間格差は残り、「最下位」の地方が出てしまいます。「最下位」にならない、近隣地域よりも1円でも高ければ良いかのような、本質議論から外れる「調整」「対応」はなくなり、私たちの求める大幅な引き上げを阻んでいます。これは、構造的な問題で、地域別最低賃金である限り解消することはできません。地域間格差を解消するため、最低賃金の全国一律化が求められています。

また、今回の改定では、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6カ月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。全ての地方で発効後は、地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間は212円から275円に63円に拡大します。10月からの一年間でみると目安額を下回る県もあります。急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営をおこない、発効日を法定通りの最短にすること、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

こうした重大な問題を答申したにもかかわらず、先送りの理由を明らかにしていない地方最低賃金審議会答申も多く、理由があるところでも使用者のための「準備期間」とあるだけで合理的な根拠は示されていません。発効日の先送りをはじめ、金額の確定まで、どのような議論がおこなわれているのか、二者協議を含めた全面公開、議事録公開が求められています。以上の趣旨から、下記の項目について要請するものです。

《要請項目》

1. 地域別最低賃金制度が、発効日の先送り・分散化による新たな地域間格差を生み出している。また、「最下位」を避けるなど、本質を避ける議論になっている。地域別最低賃金制度は制度疲労しており、地域間格差を解消する最低賃金の全国一律化を図り、「決定において別に定める日があるときは、その日」という規定は最低賃金法から削除するよう議論をされること。
2. 最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営をおこない、地方最低賃金審議会にも要請すること。特に、この観点から発効日を最短とすることを厚生労働省、中央最低賃金審議会の統一見解として表明し、地方最低賃金審議会に発効日を最短とするよう要請すること。そのためにも、政府に対し、中小企業支援策と財源を審議前に明らかにさせること。厚生労働省、中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に影響しない日程を予備日も含め、設定すること。
3. 最低賃金額の決定は、単身で人間らしく暮らせる水準とすること。改定にあたっては、根拠の不明な標準生計費ではなく、労働者の生計費にかかわる科学的、民主的な調査を実施し、分析・公表すること。全労連と地方組織が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」結果を資料として採用すること。
4. 二者協議を含め、すべての審議を公開し、議事録を公表とすること。

【取扱団体】全国労働組合総連合（全労連）・国民春闘共闘委員会